

第1部 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本的な考え方

東京都特別支援教育推進計画（第二期）

▶今後の都の特別支援教育の方向性を示す、計画期間11年間の長期計画

▶具体的な取組等の内容を明らかにする実施計画を三次に分けて策定

第一次実施計画(H29～R3)

障害者権利条約の発効など、障害者を取り巻く状況の変化等を踏まえた新たな長期計画を策定するとともに、具体的な取組等の内容を明らかにする第一次実施計画を策定

第二次実施計画(R4～R6)

「未来の東京」戦略等を踏まえつつ、インクルーシブな教育の推進や医療的ケア児への支援の充実、デジタルを活用した教育の推進などの施策に重点的に対応

第三次実施計画(R7～R9)

これまでの実施計画に基づく取組の成果を踏まえながら、特別支援学校等に在籍する児童・生徒数の増加等、社会状況の変化に対応した施策を一層推進し、特別支援教育を更に充実

特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、
一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成

基本理念の実現に向け、以下の四つの方向性に沿って施策を推進

施策の方向性Ⅰ

特別支援学校における特別支援教育の充実

施策の方向性Ⅱ

小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

施策の方向性Ⅲ

変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

施策の方向性Ⅳ

特別支援教育を推進する体制の整備・充実

東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画(素案)【概要】

第二次実施計画公表後における東京都を取り巻く状況の変化

国の動向

特別支援教育に係る文部科学省における検討

- 特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策
- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議において、インクルーシブな学校運営モデルの創設を検討することなどを提示

教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)策定

[基本計画における特別支援教育に関する指標]

- 通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- 採用後、おおむね10年目までに特別支援教育を複数年経験した教師の割合の増加 等

都の動向

東京都手話言語条例施行

- 手話を使用しやすい環境づくりを推進

東京2025デフリンピックの開催決定

- 日本で初めてとなるデフリンピック大会の東京開催が決定

東京都教育ビジョン(第5次)策定

【基本的な方針7:教育のインクルージョンの推進】

- 多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実

第三次実施計画の策定の考え方

第一次及び第二次実施計画に基づく取組の成果を踏まえ、**社会状況の変化に対応した施策を一層推進し、特別支援教育を更に充実**

【施策の方向性Ⅰ】特別支援学校における特別支援教育の充実

知的障害児童・生徒の増加に伴う教室の確保

- 在籍者数の増加等の課題に適切に対応するため教室整備を推進

医療的ケア児への支援の充実

- 保護者の付添い期間の短縮や学校看護師の確保拡充

【施策の方向性Ⅲ】変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

インクルーシブな教育の更なる推進

- 都立特別支援学校と都立高校等との協働による取組等を推進

デフリンピック大会開催を契機とした取組の充実

- 聴覚障害教育の推進と聴覚障害への理解啓発

【施策の方向性Ⅱ】小・中・高校等における特別支援教育の充実

発達障害等のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制

- 特別支援教室における充実した指導を引き続き実施

発達障害等のある都立高校生へのキャリア支援プログラムの実施

- 民間企業と連携し、就労等を見据えたインターンシップ等を実施

【施策の方向性Ⅳ】特別支援教育を推進する体制の整備・充実

異校種人事ネットワークの構築

- 異校種人事異動を行っている教員同士の連絡会や研修を実施

就学相談の機能充実

- 就学に向けた手続の円滑化や学びの場の見直しの手立てを構築

東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画(素案)【概要】

第2部 特別支援教育を推進するための個別事業案

施策の方向性Ⅰ | 特別支援学校における特別支援教育の充実

1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実

事業番号1 個別指導計画を活用した教育の充実

学習評価の在り方や個別指導計画への評価の記載について、更に研究を進めていきます。

事業番号7 職業教育の充実

生徒の実態や進路希望等が多様化してきていることから、教育課程編成方針の見直しを含む検討を行っていきます。

2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

事業番号10 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置

教育環境の充実に向けて、特別支援学校の新設や校舎の増改築、可動式間仕切り教室の活用など多様な手法を組み合わせ、迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていきます。

3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

事業番号22 新たな考え方に基づく施設整備の展開 新規

限られた土地の有効活用と教育環境の充実との両立を図ることを目的に「東京都立特別支援学校の施設整備等在り方検討委員会」を設置し、主に次の事項について検討を行っています。

- ・知的障害特別支援学校の高層化
- ・児童・生徒数の増加に応じた緊急・一時的な増築棟の設置
- ・在校する児童・生徒数の増減や多様な学習内容に対応できる柔軟な教室の設置 等

事業番号27 医療的ケア児への支援の充実

医療的ケア児専用通学車両の運行や、入学後の保護者付添いの短縮化、学校看護師の確保拡充等の取組により、引き続き医療的ケア児への支援の充実を図っていきます。

施策の方向性Ⅱ | 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

1 小学校・中学校における特別支援教育の充実

事業番号33 センターの機能を活用した小・中学校教員の専門性向上

小・中学校等における特別支援教育の推進・充実に向け、都立特別支援学校によるセンター的機能を活用した取組を引き続き実施します。

事業番号35 特別支援教室の円滑な運営

特別支援教室における充実した指導を実現するため、引き続き運営指導員等による指導・助言を行うとともに、在籍学級で安心して過ごせる体制の充実を図っていきます。

2 都立高校等における特別支援教育の充実

事業番号42 通級による指導の充実

「都立高校における発達障害教育の手引き」を活用するなど、通級による指導の更なる充実を図っていきます。

事業番号46 キャリア支援プログラムの実施 新規

発達障害等のある都立高校等の生徒に対し、民間企業と連携し、就労や進学を見据えた学習やインターンシップの実施により、将来希望する進路の実現につなげられるよう支援していきます。

東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画(素案)【概要】

施策の方向性Ⅲ | 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

1 変化する社会において自立して生きるための力の育成

事業番号50 特別支援学校と都立高校等の協働的な取組 新規

障害のある生徒とない生徒が日常的に共に学ぶことができる環境の整備に向け、特別支援学校と高校等との協働による取組を推進していきます。

事業番号53 インクルーシブ教育支援員の配置 新規

小・中学校において障害のある児童・生徒の学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置に係る費用の補助を通じ、区市町村の取組を支援していきます。

事業番号57 特別支援学校における図書館システムの導入 新規

都立特別支援学校間で蔵書の相互貸借を可能とするなど、都立特別支援学校図書館の環境を整備し、読書活動の充実を図っていきます。

2 デジタルを活用した教育活動の展開

事業番号64 デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発

障害種別や年齢・発達段階に応じた学習者用デジタル教科書やデジタル教材の活用の工夫と効果的な指導方法について、具体的な事例を普及していきます。

3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

事業番号71 デフリンピック大会開催を契機とした聴覚障害教育の推進・理解啓発 新規

ろう学校へのデフアスリートや国際手話通訳者等の派遣事業を通じた聴覚障害教育の充実を図るとともに、ろう学校の児童・生徒の意見を取り入れながら作成した聴覚障害理解に関する映像教材の配信により、聴覚障害への理解啓発を推進していきます。

施策の方向性Ⅳ | 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

1 専門性の高い教員の確保・育成

事業番号81 異校種人事ネットワークの構築 新規

特別支援学校と小・中学校間で異校種期限付異動を行っている教員同士が、好事例を共有する連絡会や研修を実施するネットワークを構築し、専門性を発揮する教員を支援していきます。

2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実

事業番号99 就学相談の機能充実

就学に向けた手続の円滑化を図るとともに、都・区市町村・特別支援学校による継続した教育相談を実施する仕組みや、「学びの場」の柔軟な見直しの手立てを構築していきます。

3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

事業番号104 特別支援学校卒業生の職場定着支援

実習先企業の拡大や就労先となる企業の開拓を引き続き進め、生徒の自立と社会参加に向けた支援に取り組んでいきます。

素案全文はこちらに掲載



パブコメ回答フォームはこちらから



パブリックコメントの回答は
令和6年11月30日[土]までです。